

## 災害時における被災住宅の建築相談に関する協定書

岡山県（以下「甲」という。）と一般社団法人岡山県建築士会、一般社団法人岡山県建築士事務所協会及び公益社団法人日本建築家協会中国支部岡山地域会（以下「乙」と総称する。）は、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、岡山県内で大規模な災害が発生した場合における被災した住宅の建築に係る相談業務に関し、甲が乙に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

### （協力業務）

第2条 この協定に基づき甲が乙に協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) 電話相談窓口の設置
- (2) 市町村が開設する相談窓口への相談員の派遣
- (3) 被災した住宅への相談員の派遣
- (4) その他甲及び乙が協議の上、必要と認めるもの

### （協力の要請及び受諾）

第3条 甲は、次の各号に掲げる場合には乙に対して協力を要請することができるものとする。

- (1) 災害が発生し、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第1項の規定により岡山県災害対策本部が設置された場合
- (2) 前号の災害と同程度の災害が発生した場合であって、被災した住宅の建築に係る相談業務のために乙の協力が必要であると甲が認めたとき

第4条 甲は、前条各号に掲げるいずれかの災害が発生した場合で乙の協力が必要であると認めたときは、書面により乙に対して協力を要請するものとする。ただし、緊急をする場合は、口頭により通知し、その後速やかに文書を提出するものとする。

2 乙は、甲から前項の規定による要請があったときは、可能な限り協力するものとする。

### （経費の負担）

第5条 乙が前条第1項の規定による協力の要請に基づき実施した業務に係る費用は、乙の負担とする。

### （災害補償）

第6条 この協定に基づき乙が実施した業務に従事した者が、この業務に起因して死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態になった場合の補償については、乙が別途加入する災害補償保険等により行うものとする。

### （連絡窓口）

第7条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては岡山県土木部都市局建築指導課とし、乙においては一般社団法人岡山県建築士会事務局、一般社団法人岡山県建築士事務所協会事務局及び公益社団法人日本建築家協会中国支部岡山地域会事務局とする。

### （協議）

第8条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定の定めのない事項については、その都度甲及び乙が協議して定めるものとする。

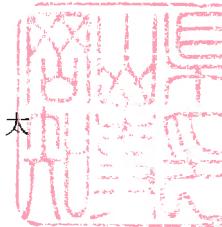
この協定の締結を証するため、この協定書を4通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和3年3月17日

甲 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県

岡山県知事 伊原木 隆太



乙 岡山市北区内山下一丁目3番19号

一般社団法人岡山県建築士会

会長 洗井 健一



岡山市北区内山下一丁目3番19号

一般社団法人岡山県建築士事務所協会

会長 丸川 真太郎



岡山市北区岩田町2番26号

公益社団法人日本建築家協会中国支部岡山地域会

地域会長 中桐 慎治

